

# 立法・解釈・「科学」——「戦後法学」の思想と行動

出口 雄一

## 1. 序

「法解釈論争」<sup>1</sup>が開始される重要な契機をなした、1953（昭和28）年11月3日に立命館大学で開催された私法学会第12回総会全体会における来栖三郎の報告「法の解釈と法律家」は、「法の解釈というものにとっては、「本質的なものが非本質的であり、非本質的なものが本質的」であって、それでいて、否それなるが故法の解釈は法規からの論理的な演繹であるような顔をしながらか、自己の欲するところを押し通させる手段を与える危険を蔵していることに驚い」て、「従来の法律家に対する疑惑を吐露し、法律家のあるべき姿について論じあいたいという衝動のたかまるまま」に行われたものであったが、来栖の報告の直接の契機となったのは「今問題となっている学生の選挙権に関する自治庁の通達から強い衝撃を受け」たことであつた<sup>2</sup>。そして、この来栖の報告に強い感銘を受けた旨を後年語る唄孝一もまた<sup>3</sup>、その2日前の11月1日に、京都大学で開催された法社会学会第11回総会において「学生の住所に関する自治庁通達について」と題する報告において、この通達を正面から問題視する報告を行っている<sup>4</sup>。

来栖と唄の双方が言及している「自治庁通達」は<sup>5</sup>、同年6月13日付の自治庁選挙部長による各都道府県選挙管理委員会委員長宛通達「修学のため寮、寄宿又は下宿等に居住している学生生徒の住所の認定について」（自丙選発第139号）である<sup>6</sup>。この通達は、「学費の大半を郷里から仕送りを受け休暇等に帰省する者の住所は、郷里にあるものと認められる」として、「修学のため寮、寄宿舎等又は下宿等に居住している学生生徒の住所は、原則として

その寮、寄宿舎等又は下宿等の所在地にあるものとする」としていた 1946 (昭和 21) 年 5 月 22 日付の内務省地方局長による地方局長宛通達 (地発乙第 257 号) を廃止したため、学生の選挙権行使を通達によって制限することが、とりわけ、学生たちが「進歩的」な政党に投票することを阻止しようとしたのではないかという憶測を含めて非難され、社会問題化するに至った<sup>7</sup>。

この自治庁通達をめぐる問題は、「茨城大学星嶺寮事件」として知られる最高裁判決により解決した<sup>8</sup>。すなわち、茨城大学の学生であり、茨城県東茨城郡渡里村に所在する寮に入寮していた学生らが、自分達の氏名が選挙人名簿から脱漏していることに対する異議申立を同村選挙管理委員会に行い、これが棄却されたため水戸地方裁判所に控訴し、その後上告したのである。上告を受けた最高裁判所は 1954 (昭和 29) 年 10 月 20 日に、学生らの「生活の本拠は、いずれも、本件名簿調製期日まで三箇月間は渡里村村内星嶺寮にあったもの」との判決を出し、翌日にこの判決に沿う内容の自治庁からの通達が発出されたため (自乙選発第 8 号)、事件は終結を見た<sup>9</sup>。同判決は学生の住所と選挙権に関するリーディングケースとなり、学説の支持を得ているほか<sup>10</sup>、自治庁が「学生の選挙権に重大な影響を及ぼすことを予想しながら、一片の通達で、強行しようとしたところに、問題があるように思う」として、「通達行政」の観点からも批判的に言及がなされる<sup>11</sup>。

茨城大学星嶺寮事件の発端となった自治庁通達が出された 1953 (昭和 28) 年 6 月から、最高裁の判決に至る翌年 10 月までの期間は、所謂「逆コース」が激化していた時期であった。天川晃の整理に従うならば、「戦後体制」は占領改革 (及び、その前提となる明治・大正システム (明治憲法システム) と戦時改革) だけではなく、その後に生じた「逆コース」も含めて把握する必要があるとされる<sup>12</sup>。そして、保守党による明文改憲の動きと再軍備が進み、毎年のように「悪法」と呼称される法律が成立していったこの時期は、広渡清吾の定義するところの、憲法的体制と価値としての民主主義、方法としてのマルクス主義、および研究分野としての法社会学が「戦前の法学に対して、日本の法学に新しい質をあたえ、法解釈学や既存の法分野の再編成の契機」となるような「一つの規定性をもった「戦後法学」」の形成過程にとっても重要な意味を持つ<sup>13</sup>。

「戦後法学」の主要な担い手の一人であった長谷川正安は、「法解釈論争」

を経た日本の法学が、1957～58（昭和 32～33）年頃に「解釈法学と科学的法学の二つの傾向への分裂」を見せたと言及する<sup>14</sup>。この言及は、本稿の問題関心に従うならば、以下の2つの問いを含むものと理解することが出来る。まず、この時期において「戦後法学」と解釈法学（法解釈学）の関係がどう取り結ばれていたのかという問い、そして、そもそも「戦後法学」は「科学的法学」と同視出来るのかという問いである<sup>15</sup>。この2つの問いについて検討するための素材として、前述した法社会学会第 11 回総会における唄孝一の報告に対し、乾昭三が『法社会学』誌に寄せたコメントを掲出しよう。

しかし考えてみると果してこれが法社会学の研究報告なのだろうかという疑問が湧いてくる。というのは法解釈学専攻の立場からでもこの論証は可能であると思われるからだ。ここに法解釈学と明らかに区別された法社会学の方法が用いられているのか解らない。〔中略〕それは無茶な議論だ。法社会学と法解釈学とはあたかも全く別の世界に存在しているかのように考える前提自身に疑問がある。この両者はアプローチの手段こそ多少違っているが、ひとしく法を対象としているのだから交錯する場合はあるのは当たり前だし、むしろ積極的に交錯することによつて刺戟しあい、相互の発展をはかつてゆくべきだ。〔中略〕法に関する新しい学問として法解釈学を批判し超克する過程にあるのだから法解釈学との限界を余り問題とする必要はあるまい。神経質に区別しなければならないとする態度こそ実は法解釈学の偉大な伝統のマジックにかかっているものだ。／しかし僕は言いたい。そんな法解釈学に対する安易な態度が大正以来幾つかの優れた芽生を見ながら遂に戦前のファシズムの嵐の中に法社会学が育成せずじまいに終つた結果を招いたのだと。このあやまちを再び犯すまいと思えば法解釈学に対する警戒をいくらしでもしすぎにはならない。法律家にとつてはなんと言つても法解釈学は魅力がある。そこには伝統の秩序があり、眼をつむつて身を任せてしまえば安全に保護してくれる避難所だ。ちようど歴史家が構造の論争に疲れたりすると史実の探求に逃避することがあるように<sup>16</sup>。

後述するように、唄孝一の報告は既存の法解釈学への批判的視座を色濃く

含む内容であったが、それにも拘らず、乾はこの報告を契機に「法解釈学と明らかに区別された法社会学の方法」についての思索を巡らせている<sup>17</sup>。それでは、ここで乾が唄に期待した「方法」とは一体何だったのか。乾が具体的に示すのが「学生自身は住所についてどのような意識をもっているかとか、通達反対運動はどのように展開してきたか、更に将来はいかに進められるか」といったものであったことに鑑みれば<sup>18</sup>、ここで乾が主張しているのは、広渡が「戦後法学」の「方法」として取り上げるマルクス主義、とりわけ、その重要な構成要素である「実践」のモメントを必ずしも含まない法社会学が、当時期待されていた現状批判能力を減衰させ、「法解釈学に対する安易な態度」に流れることへの危惧だったのではないと思われる<sup>19</sup>。この危惧を、長谷川が指摘する法解釈学と「科学的法学」の分裂という問題に関連付けるならば、乾のコメントは、方法論的に確立していく法社会学、及び、時代状況に応じたマルクス主義（法学）の変質により、「科学的法学」自体がその内部における分裂を抱え込んでいたことを示すものとも理解できよう<sup>20</sup>。

それでは、このような分裂の可能性をあらかじめ内包していたにもかかわらず、「戦後法学」はどのようにして成立することが可能であったのか。本稿では以下、茨城大学星嶺寮事件を素材として、同時代の立法と解釈をめぐる法学者の思想と行動がどのように社会との関係を取り結んでいったのかという問題について、主としてその「世代」の差異と時代背景に焦点を当てて検討を行うこととしたい。

## 2. 茨城大学星嶺寮事件の経緯と背景

既に述べたように、1953（昭和 28）年 6 月 13 日付の自治庁選挙部長通達「修学のため寮、寄宿又は下宿等に居住している学生生徒の住所の認定について」は、学生の住所を「学費の大半を郷里から仕送りを受け休暇等に帰省する者の住所は、郷里にあるものと認められる」と変更し、1946（昭和 21）年に学生の住所を「原則としてその寮、寄宿舎等又は下宿等の所在地」にあるとした通達を「廃止されたものと知らされたい」としたが、この変更は、直接には、1952（昭和 27）年 6 月 13 日の仙台高等裁判所判決において、

学生の選挙権の取り扱いについて「休暇毎に両親のもとに帰っており両親と独立して生計を営むものではなく、両親の住家を生活の本拠とするものであることが認められる」との判示があったことを契機としている<sup>21</sup>。

自治庁通達によりまず対応が必要となったのは、住民登録の取り扱いであった。戦時体制下において従来の寄留制度の形骸化が進み、その代替手段として法的根拠を持たずに作成されていた世帯台帳に代わって、地方自治法に規定された「住民」を公証する公簿の制度化を企図して1951（昭和26）年6月に公布、翌年に施行された住民登録法<sup>22</sup>、管轄する法務府民事局によって「公私すべての関係において生活の本拠とされた一個所を本人の住所として登録し、各種の行政事務を住民票をもととして処理するとともに、各人の住所の変動を公示して住所を基礎とする日常生活の利便を増進するという考え方を基礎としている」と説明されている<sup>23</sup>。しかし、前述のように、学生の住所については原則としてその寮、寄宿舎等又は下宿等の所在地とした内務省通達が存在するため、住民登録においてもこの通達を踏襲して「自治庁とも協議の上、選挙人名簿の調製の場合における同一の取扱をすることとされて」きたが、自治庁通達により「修学・出稼・療養の目的のため、生活の本拠を離れて相当期間他の場所に居住する者の住所の認定については、ほぼ統一ある取扱がなされることになったと考えられるので、住民登録事務の取扱についても、右と同様先例を変更することとする」旨が1953（昭和28）年7月18日付で法務省民事局長から法務局長及び地方法務局庁宛に通達された（民事甲第1215号）<sup>24</sup>。この通達に対しては、各地の法務局長から照会が寄せられたため、法務省民事局長からは9月29日付で法務局長及び地方法務局庁宛に「住所の認定に当つては各人の一般的生活関係を客観的に観察し諸般の事実を総合して判断すべく、本人の意思の如きもその一資料となることは、寮等に居住する学生、生徒についても一般の場合と何等異るところはない」のであるが、これまで「事実上一律に寮等の所在場所をもつて住所とするかの如き取扱であつたが、これらの学生、生徒の住所を一律に寮等の所在場所にあると断定することは必ずしも常に事実と合致するものとはいふ難く、学資の出所如何及び休暇等に帰省するかどうかの如き事実もまた住所認定の資料となることを示し、この限度において従来の取扱を変更することとしたのであつて、標記の学生、生徒については学資の出所如何及び休

暇等に帰省するか否かの事実のみをもつて住所を認定する趣旨ではない」として、「一般の場合に比較し、特に詳細な調査を行うことを適当とする趣旨ではない」旨が念の為申し添えられている（民事甲第 1777 号）<sup>25</sup>。

一方、自治庁通達が同年 8 月半ばに新聞報道等を通じて知られるようになると、各方面から反対意見が続出したため、自治庁選挙部長は 8 月 24 日付で各都道府県選挙管理委員会委員長宛通達「修学のため寮、寄宿又は下宿等に居住している学生生徒の住所の認定に関する通牒について」を發出し、当該通達には政治的意図がない旨を強調したが（自丙選発第 144 号）<sup>26</sup>、9 月に入り、自治庁通達に従って選挙人名簿の作成に関わる調査が開始されると、各大学等における反対運動は激化し、また、通達に批判的な立場をとる選挙管理委員会も出て来る事態となった<sup>27</sup>。そこで自治庁次長は、9 月 29 日付で各都道府県選挙管理委員会委員長宛通達「修学のため寮、寄宿又は下宿等に居住している学生生徒の住所の認定に関する通達について」を發し、6 月の通達は「学生、生徒の住所も一般選挙人と同様にその生活の本拠と認めらるべき場所にあるとすべしとする趣旨」であるとして、「世間にはあたかも専ら学資の出所如何によつて住所の認定が行われるやに誤解している向が極めて多いと思われるので、命によつて、念のため重ねて通知する」として、閣議了解を経た判断である旨を付記したが（自乙発第 677 号）<sup>28</sup>、事態は収束を見せず、全国 9 箇所而异議申立は訴訟へと発展した<sup>29</sup>。茨城大学においても 10 月 17 日に茨城県選挙管理委員会への抗議が行われ、前述のように、11 月 16～17 日に星嶺寮及び女子寮の有権者 123 名のうち 96 名が渡里村選挙管理委員会に異議申立を行ったが、12 月 4 日に渡里村選挙管理委員会がこの申立を棄却したことを受けて、学生 47 名が 10 日に水戸地方裁判所に対して訴訟を提起したのである<sup>30</sup>。

このような事態に鑑み、政府はこの問題を（第 4 次）選挙制度調査会に諮問し<sup>31</sup>、立法的な解決の方途を探ることとした。吉田茂首相からの「公職選挙法中住所に関する規定につき、改正すべきものがあるか。若しあるとすれば、その要綱を示されたい」との諮問第 1 号を受けて、10 月 21 日に選挙制度調査会第 1 回総会が開かれ、会長には自由党鳩山派の牧野良三、副会長に宮沢俊義が選出された。調査会の委員には我妻栄、田上穰治、矢部貞治、矢内原忠雄、柳瀬良幹が含まれ、12 月 15 日まで 6 回にわたる総会において議

論が行われた。

選挙制度調査会においては、その背景となる事情が自治庁選挙部長の金丸三郎から説明されている。まず、1950（昭和25）年4月に制定された公職選挙法において（5月施行）、第270条第2項が「この法律に規定する住所に関する要件を定めるに当つては、病院その他の療養施設に入院加療中の者に対しては、その入院加療中の場所にその住所があるものと推定してはならない」と定めたことが理由として挙げられている。前述の1946（昭和21）年の通達は、学生の住所と共に「癩又は結核等の療養所、病院等に、相当長期に涉つて入院加療中の者の住所は、原則としてその療養所、病院等の所在地にあるものと推定する」としていたが、公職選挙法の制定によって、長期療養者の取り扱いが学生と異なる基準とされたのである。これに加えて、警察予備隊・海上警備隊の設置に伴ってその隊員の住所の取り扱いが問題となり、前者が保安隊に改組されたことを踏まえて1953（昭和28）年6月9日に通達を出した際にも対応の必要性が認識され<sup>32</sup>、「保安隊、或いは長期の滞在者、その外の一般の有権者の住所の認定の基準との均衡を考えますと、やはり学生につきましても従来と同じような考え方に復すべきではないかというふうに考えた」ことも理由として挙げられた。ここで本稿において着目すべきは、金丸が以下のような論理を用いて説明を行っていることである。

税は税、選挙は選挙、裁判所法の住所は裁判所法というふうに、各法律毎に総体的に住所は認定していいではないかという御意見がございますけれども、やはり住所という文字が使つてあります場合に、少なくとも立法いたす方では民法上の住所ということを念頭において立法をいたすのではないかと私どもは思うのであります。殊に現在住民登録法という法律が出ておりまして、その第一条にもございますように、住所は一つである。公法私法を通じて一つであり、あらゆる法律関係においてそれを考慮するという目的でこの法律ができて上がったわけでございます。この法律につきましてもいろいろな批判はあろうかと存じますけれども、実定法としてもそのようになつておりますので、私どもは選挙法の住所も、民法の住所も地方税法の住所も、一つでなければならぬではないか、そういうことで部内で会議をいたしました結果六月のような通牒を出すということになつたわ

けでございます<sup>33</sup>。

同調査会においては、法務省参事官の平賀健太からも「民法の住所が如何なるものであるか、選挙法の住所と如何なる関係にあるかということ是非常にむずかしい問題がありますが、少なくとも地方自治法、公職選挙法、それから法務省が所管して来ましたところの住民登録法における住所、これが別のものであつてはいけない」との見解が表明されている<sup>34</sup>。

これに対して、我妻栄は「民法の住所という観念と選挙法上の住所という観念とを区別して考えていただきたい」として、民法学においては既に通説化していた住所複数説に依拠して<sup>35</sup>、「選挙権というものは少なくとも国会議員の選挙権としては一つしかあり得ないだろう。そして選挙法で言っている住所と民法の住所とは同じものだ、それならば民法学者の中で住所が二つあるというのは間違っている。少なくとも民法学者としてそう判断されることは非常に迷惑だ」と述べつつも、「学者的解釈だけで行くということになると又問題が少し違うのじゃないか」として「やはりここで何らかの立法をなす必要があるのじゃないか」と主張した<sup>36</sup>。宮沢俊義もまた我妻に賛成して「選挙法という特殊な法律関係における住所というものを考える場合には、やはり選挙法という特殊な法律関係における住所という見地で解釈すべきである」とし、自治庁通達における「今度の解釈は妥当ではないのじゃないか」として、立法的措置による解決を提案している<sup>37</sup>。

選挙制度調査会は、12月5日及び8日に宮沢を委員長とする小委員会をもち、「修学のため寮、下宿等に居住する学生生徒又は営舎内若しくは船舶内に居住する保安官若しくは警備官の住所は、その居住地又はその営舎若しくは定けい港の所在地にあるものと推定する。但し、郷里を住所として申し出た場合は、この限りでない」とするA案と、これとは逆に「修学のため寮、下宿等に居住する学生生徒又は営舎内若しくは船舶内に居住する保安官若しくは警備官の住所は、その郷里にあるものと推定する。但し、その居住地又はその営舎若しくは定けい港の所在地を住所として申し出た場合は、この限りでない」とするB案を作成し、第6回総会において審議が行われた。その席上においては我妻が「純論理は別としまして郷里というものに非常に重みがあつて、どうも郷里のほうが重視されがちだという現在の事情を基礎にし



て考えますと、A案とB案の意味が非常に違って来るのじゃないか」としてA案の支持を表明し<sup>38</sup>、矢内原忠雄もA案に賛成した上で「つけたりのこと」として「郷里で投票を行使するという場合には家族主義の臭いが幾らか付いて廻るような感じがする」とし、「投票は各有権者個人々々に与えられている権利でありまして、郷里主義とか、家族主義とかそういうものからは独立して考えられるべきであり、又行使されるべきものである」と主張した<sup>39</sup>。宮沢は「かねがねいろいろ申し上げましたから、A案に賛成する理由は申し上げません」と述べているが<sup>40</sup>、同年10月1日号の『ジュリスト』の巻頭言として寄せた以下の文章は、選挙制度調査会副会長としての立場を踏まえたものと考えられるべきであろう。

学生の選挙法に関する住所の認定についての自治庁通達は無用のごたごたをひきおこした上に、一部の政治運動に絶好の口実を与えることにもなった点で、どう見ても黒星と評せざるを得ないようだ<sup>41</sup>。／この通達が進歩的（<sup>ママ</sup>）な学生の投票を妨害する意図で作られたと見るのは、あまりに邪推にすぎよう。住所の認定ということが、具体的な問題になると、いかにむずかしいか、またそれぞれが現にどのように多くの紛争をもたらしているか、を少しでも知っている者なら、こうした通達を出すに至った事情はある程度諒解できる。〔中略〕学生だから、親がかりだから……というので、現在のすまいは「かり」の宿りであり、親兄弟の住んでいるところが「ほんとう」の宿りだと見る考えの底には、日本国憲法でとうに否定されたはずの家族主義的な考え——学生は一人前ではなく、その親を中心とする家族集団の一員であるから、その生活の本拠はその家族集団にあるというような——がひそんでいるような気がする。もしはたしてそうだとすれば、選挙法の根本原理である個人主義とムジュンする意味において、それこそ逆<sup>ママ</sup>コスと評されてもしかたがなからう<sup>42</sup>。

さて、乾昭三によって「法解釈学と明らかに区別された法社会学の方法」とは何か、という問いを投げかけられることとなった唄孝一の報告「学生の住所に関する自治庁通達について」を含む法社会学会（及び、来栖三郎の報告を含む私法学会）は、選挙制度調査会においてまさに学生選挙権問題が議

論されている最中に行われたものであった<sup>43</sup>。上掲の宮沢の文章に明らかのように、自治庁通達によって前景化したこの問題は、第一義的には住所の法的な定義をめぐるものであり、我妻や宮沢を始めとする法学者たちによっても、既存の法解釈学の枠内で十分に反駁可能なものであった<sup>44</sup>。そして、やはり宮沢の文章に示されるように、その反駁の背景となる「日本国憲法でどうに否定されたはずの家族主義的な考え」についても、「憲法的体制と価値としての民主主義」に即して、「戦後法学」と法解釈学は共通の土台を持ち得るものでもあった。

唄孝一の報告を元にしたと思われる論文は<sup>45</sup>、自治庁通達が「法的にそれほど自明であるだろうか。それとも、自明であるかのごとく強弁されているのであろうか」という問いから説き起こされ、そもそも住所とは何かを論じ、公職選挙法における住所が何故問題となるのかを具体的に明らかにした上で、自治庁通達の問題点について指摘するという明晰な構成をもつ。それでは、唄の論文の中に「法解釈学と明らかに区別された法社会学の方法」は見い出せないのか。差し当たり以下の2点を指摘することが出来よう。

まず、2日後に来栖によっても指摘される「法の解釈」について。唄は既存の法解釈学の知見を踏まえつつ、住所複数説の妥当性を「人の支配と土地の支配とが合一し、人の場所的關係が、固定的、単一的であつた」封建社会と「人と場所との關係が、可動的、一時的となり、また複数的、多面的となる」近代社会との「顕著なる対照」から論じ、法務省及び自治庁が展開する、公職選挙法上の住所が一つでなければならないということを民法第21条の文言から導き出そうとする解釈を「甚だしい論理の飛躍」と批判する。その上で唄が指摘するのは、「法の解釈」が為政者により行われる際に現出する以下のような構造であった。

民法二一条の適用を楯として、自らの結論は、それより導き出される唯一自明の法的見解であるかのごとき説明をしているのは、この国における法と民衆の間隙に乗じて法の物神性を利用する官僚気質ではなからうか。私がつくに問題にしたいのは、通達の結論にもまして、このような法の解釈、適用の態度そのものである。したがってまた反面において、「この問題には民法二一条の適用がない」ということをいかに強調したとしても、

そのこと自体は必ずしも自治庁の見解を否定する決定的な論理にならないことも、注意されねばならない<sup>46</sup>。

次に、宮沢により「逆コース」と関連付けられた「家族主義」について。唄は、選挙の観点による住所は「基本的人権の一たる選挙権行使の要件を加重し、それを困難ならしめるものであつてはならない」として、「選挙に関する住所であるが故に、通常の市民的生活による地縁関係が問題となるのであり、したがつて、通常の市民生活地としての学業地が問題となる、という論理過程」であることに注意を促す。その上で、住所の認定基準としての「地縁関係」について以下のように述べ、「村落共同体とむすびついた家の觀念のさまよい」について批判する。

その地縁関係は、個人本位に判断されるべきであつて、家族主義的に考えられるべきではない。該通達が、生活費の出所とか、休暇の帰省などを問題としていることの根柢には、「家族との総合的な法律関係においては、家族のいる所に、その住所があるとみる方が自然」であるという考え方が潜んでいると感ぜられる。「生活の本拠とは主たる収入があり、妻子その他父兄などの家族の中心があるところを意味する」などという言は、そのことを裏書きしている。／自治庁のいう「家族」という用語は、非法律的であり、その実定法上の範囲は明瞭でないが、今回の場合、とくに「学生の選挙は親元で」という考え方が濃厚であり、その意味で、この通達は、民法改正による家族制度の廃止について鈍感たるものを意味するのではあるまいか<sup>47</sup>。

上記に摘記しただけでも、「法の解釈」と「家族主義」の双方について、唄の論文には「法解釈学と明らかに区別された法社会学の方法」が十分に示されているように思われる。しかしこれらの「方法」は、乾昭三がコメントの中で「法解釈学で触れられない問題」として具体的に取り上げるような「実践」と関連付けられたものではない。しかし、その「方法」の含意についての検討を深める前に問題は政治的に大きく変転を見せ、法学者たちは否応なしに「実践」を視野に入れざるを得なくなるのである。

### 3. 「民主立法」と法の解釈

1953 (昭和 28) 年 12 月 10 日に召集された第 19 回国会は、MSA 協定、教育二法、秘密保護法、警察法改正、防衛二法といった重要案件が審議された上、造船疑獄と指揮権発動、会期延長と「乱闘国会」といった混乱により、「逆コース」の下での「議会政治の危機」が現出する舞台となった<sup>48</sup>。「法解釈の方法、および法解釈学と法社会学との関係が急激に法学者にとって共通の関心事となっていく」このような状況下で<sup>49</sup>、学生選挙権に関する問題もまた、新聞紙上において「法律とはこんなにもアテにならないものなのか、時の権力者（政府）が自分に都合のいいように解釈していいものなのか」という疑問を呼び起こし、「法律の解釈について、わけのわからないことが多いです。これはシロウトで法律のことがわからないからでしょうか。だとしたら法律専門家は、なぜシロウトに納得のいくような説明をしてくれないのでしょうか」というような形での、法学者たちへの素朴な批判へと結びついて行く<sup>50</sup>。

前節において言及したように、選挙制度調査会は小委員会の協議を経て A 案と B 案の 2 つを総会において審議したが、その結果、「修学のため寮、下宿等に居住する学生生徒又は営舎内若しくは船舶内に居住する保安官若しくは警備官の住所は、その居住地又はその営舎若しくは定けい港の所在地にあるものと推定する。但し、郷里を住所として申し出た場合は、この限りでない」とする A 案が全会一致で採択され、この趣旨に即して公職選挙法の改正を行うことを首相に答申した<sup>51</sup>。この答申を受けて、1954 (昭和 29) 年 1 月 29 日に政府は公職選挙法第 270 条の改正案を国会に提出し、衆議院の公職選挙法改正に関する調査特別委員会において審議が行われたが、5 月 6 日になって自由党の鍛冶良作議員から、修学のため寮、下宿等に居住する学生生徒の住所を「その者が寮、下宿その他これらに類するものに居住する直前に同居していた父母その他の親族の現に住所を有する地にあるものと推定する」との修正案が提示されたため、委員会は紛糾した<sup>52</sup>。

修正案の提案者である鍛冶良作は、「学生は勉学のために来ておるのだ、勉学が済めば郷里に帰るのが本則だ」として、「いやしくも日本の法律で住所と書いてある以上は、基本法である民法と違うなら違うと書かない限りは、それは違うんだという議論はどこからも出て参りません」と委員会の席上で繰り返し主張しているが<sup>53</sup>、これは、政府提案の段階で自治庁選挙部が作成した以下のような想定問答とも平仄が合った見解である。

問一 本法案は、自治庁通達を変更して、学生の住所を原則として修学地にあるものとしているが、その理由如何。

答 昨年六月十八日付の自治庁通達は、原則として修学地にあるとする昭和二十一年以来の取扱を変更して、住所が郷里にあるか修学地にあるかは画一的に決められるべきではなく、個々具体の事実を検討して決定すべきものであるとし、その場合の認定の基準を同時に示したものであつて、必ずしもすべての学生生徒の住所が郷里にあるとしたものではないのであります。この通達の内容は従来の学説判例の動向から考え、また、最近における仙台地裁の判決にかんがみれば現行法の解釈としては当然であり、選挙制度調査会においても現行法の解釈としては是認されたのであります。しかしながら、仮りに解釈論としてはそうであつても、立法論としてそれでよしいかどうかについて、世上種々議論もありましたので、御承知のように選挙制度調査会に諮問いたしましたのであります。選挙制度調査会の答申は、学生生徒の住所は一応修学地にあるものと推定し、反証があれば郷里に認めるという内容のものであります。これは、自治庁通達がどちらかといえば、郷里に傾斜して考えていたのを、逆に修学地を原則とするものであります。このような考え方は、最近における学生生徒の生活の実態、新憲法の下における身分法の改正に伴う家族制度の変化等から考えて、最近の社会情勢にマッチするともいわれ、また、選挙権の行使を便利ならしめ、住所の認定を容易ならしめることにもなるのであります。政府としては、現行法の解釈としては自治庁通達を正當なりと考えるものでありますが、立法措置を採るに際しては、行きがかりにこだわらず、選挙制度調査会の公正妥當なる結論に従うという方針を採つた次第であります。

問三 本法案は、住所についての従来の考え方を変更するものであるか。

答 公職選挙法上の住所は、民法第二十一条にいう「生活の本拠」をいい、その数は、一人につき一箇所に限られるというのが従来の判例実例の採つて来た考え方であり、本法案は、これを変更するものではありません。学者の中には、選挙法上の住所と民法上の住所とは別個のものであり、また、住所は複数ありうるとの見解を持たれておる人もあるようではありますが、学説としてはともかく現行制度の建前がそうであるとは、考えておりません<sup>54</sup>。

選挙制度調査会の答申に従った改正案を政府から提出し、与党からの修正案によりその内容を正反対のものに覆すというこの経緯は、法解釈の恣意性を顕在化させると共に、立法過程の民主性・正当性を動揺させるに余りある。立法とその民主性についての学界的な関心は 1953 (昭和 28) 年初頭から高まっており、4 月 25 日に中央大学で開催された法哲学会では、「悪法」を共通論題として天野和夫と小林直樹が報告を行っている<sup>55</sup>。また、唄孝一が学生選挙権問題について報告を行った法社会学会第 11 回総会におけるシンポジウム「民主立法の要件と諸問題」では小林直樹と千葉正士が報告に立っており<sup>56</sup>、1954 (昭和 29) 年 4 月 8 日に早稲田大学において開催された第 12 回総会における 2 回目の「立法」をテーマとするシンポジウムでは川口頼好と鶴飼信成が報告に立っている (司会はどちらも磯田進)<sup>57</sup>。第 19 回国会においてその民主的正当性を疑われながらも「悪法」が次々と成立していくことに加え、周知のように、自由党・改進黨の双方が憲法調査会をこの時期相次いで発足させ、明文改憲への動きを本格化させたことが、立法についての学界の関心の重要な背景をなしていた<sup>58</sup>。

このような立法に対する関心に加え、来栖三郎の私法学会での報告と相前後して川島武宜の「科学としての法律学」が公表されたことで<sup>59</sup>、「法の解釈」を中心とする法学方法論をめぐる問題は広く社会の関心を喚起した。来栖と川島は「時宜を得つつ、法学に携わる者がどのような方法のもとでどのような役割を果たすべきか、という指針を指し示すこととな」り、「法解釈学が、「法社会学」と結びつくことによって再生しうる、という図を彼らは二人して描き出した」と評するに余りある存在感を発揮した<sup>60</sup>。

こうした状況の下で、4月29日には民主主義科学者協会（民科）法律部会が「法の解釈——科学としての法律学」<sup>61</sup>、5月1日に法哲学会が「法の解釈」をテーマとしたシンポジウムを開催している<sup>62</sup>。同時期に行われた座談会「法解釈学の「科学性」とも併せ考えるならば」<sup>63</sup>、この時期の「法の解釈」をめぐる言説空間において「科学」という用語が持っていた、ある意味特権的な地位が確認されるであろう。しかし、これらの一連の議論を経ることで析出されたのは、「客観性」を「歴史の進歩の方向」のような尺度により担保できると主張するマルクス主義（法学）の立場で用いられる「科学」のあり方に対する——川島や来栖のように法社会学的な方法論に親和性を持つ者も含む——法学者たちの懐疑的な姿勢であった<sup>64</sup>。長谷川正安が指摘する、1950年代後半における「解釈法学と科学的法学の二つの傾向への分裂」と共に、「戦後法学」の「方法」としてのマルクス主義が、解釈法学（法解釈学）のみならず法社会学においても無前提には採用され得ないこともまた、この時点で既に予見されていたのである。

逆の言い方をすれば、早晚方法論的な観点からその道を違えていく法社会学とマルクス主義（法学）は、「逆コース」の下であったからこそ——すなわち、「憲法的体制と価値としての民主主義」の危機が明らかであったからこそ——解釈法学とすら共闘可能だったということになるであろう。学生選挙権に関する国会審議が急転し、全国で学生による反対運動が再び活性化する中で<sup>65</sup>、川島と来栖が連名で5月29日付の『朝日新聞』に寄稿した文章の以下のような表現は、まず、「法の解釈」をめぐって、法学者に求められる「実践」の役割を果たそうとするもののように受け止められる。

昨年の夏、この問題の発端となった自治庁の通達が、学生の選挙権は修学地ではなく郷里にあるとしそれを民法二一条からの唯一自明の法律論として理由づけているのを読んだとき、ひどく悲しかった。それは、法律家にとっては本質的なものが非本質的であり、非本質的なものが本質的で、法律家は形式的な安易な考え方をするものだとか、あるいはまた、法律家は論理的な推論を装いつつ、主観的な意図を無理に押し通そうとするものだとかいう・従来法律家にしばしば浴せられた非難が、その通達にびったりあてはまるのではないかと懸念されてならなかったからである。〔中

略] そもそも法律上の住所とは、法律的に意味のある行為を場所的に限定するための技術である。技術は、その本来の性格において、その奉仕すべき目的が異なるのに応じて分化するものであり、したがって、その技術性を高めるには、技術の分化が必要となるのは当然である。だから、あいまいな通俗用語の住所概念ただ一つで、種々の異った法律上の目的に奉仕させようとするのは、おくれた法律技術だといわねばならない<sup>66</sup>。

しかし、前述のように、学生選挙権をめぐる問題は、自治庁通達に「家族主義」を読み取るものでもあった。公職選挙法改正が議論されている最中であった同年 3 月 13 日、犬養毅法相が参議院予算委員会において「民法全般に亘つて改正すべき点について法制審議会の民法部会に諮問をいたすことになつております」と答弁し<sup>67</sup>、26 日には自由党憲法調査会会長の岸信介が家族制度復活について積極的な発言を行ったことで、「家」制度復活に対する反対運動も活発化することとなった<sup>68</sup>。川島と来栖の連名記事が以下のように続くのは、このような状況を反映してのものである。

学生の住所の認定にあたって、郷里だとか、家族だとか、両親その他の親族だとかを持ち出して考えることも間違いである、終戦前は「家」の制度が厳存し、成年者でも独立の生計を立てていないと父母の親権に服した。しかし、現在は「家」の制度が廃止され、成年者は独立の生計を立てていようが、いまいが、父母の親権に服しなくなった。だから、両親との関係は、学費の仕送りを受けている、なしにかかわらず、成年者の住所の認定にとってもはや重要ではない。〔中略〕要するに、政府原案もあいまいであり、立法技術上、キグすべき点もなくはないが、修正案にいたっては、まったく実質的理由に欠けており、公器たる法律を党利党略のために私するものとの誤解を免れがたい。そのような誤解は、相つぐ汚職疑獄とあいまって、政党政治に対する国民の不信を深め、政党政治そのものを危うくするのではなからうか。過去の苦い経験にかんがみ、このような不信を起させる修正案が成立するにいたらないことを、政党政治のために心から望むものである<sup>69</sup>。



さて、この記事が掲載される数日前に、『朝日新聞』は「法律はアテにならないか」という連載記事を掲載しているが、その初回の記事では「法律学に関する学会はいま十いくつあり、たいいていの学会でいま問題になっている逆コース立法や悪法の問題が取り上げられましたが、法哲学会をはじめ二、三の学会ではとくに「法解釈」の問題が取り上げられました」として、来栖の私法学会での報告が「法律家のあり方についてきびしい自己反省を行っています」と紹介され<sup>70</sup>、その次の回では川島が「法解釈学は科学でありうるか」と反省を加えているとして、その立論が、立法や法解釈は「究極的には社会的な力関係によって決ることを認めた上でこの力関係およびその基礎となっている利益や価値の体系が、法と不可分のものとして一定の客観的な構造をもち、一定の仕方では働いている、すなわち法則性をもつ現象としてつかまえることができる」が故に「法解釈学は科学でありうる」と紹介されている。そしてその同じ回では、「権力者（政府）が法の解釈に横車を押そうとして、法律そのものの基礎を危うくしているという傾向があるのではないか」という唄孝一の意見、及び、「法律のもつ社会的な意味が戦前と戦後では変ってきた」として「戦後は法というものを無視することができないので、法の解釈というかたちで横車を通そうとするのではないか」という渡辺洋三の意見が紹介されている<sup>71</sup>。

唄と渡辺は、第19回国会の終盤に連名で「住所」と題する論文を執筆し、自由党修正案、及び、政府側委員の「法の解釈」についての態度を「言葉の魔術にだまされてはならない」と厳しく批判し、この問題については「該当の法律関係を社会的に分析観察することから出発せねばならない」として、「民法第二条だけをいくらひねくりまわしても、またそれを適用しても、そこから生活の本拠とはこういうものだという具体的判断は、出て来るはずはない」と主張した<sup>72</sup>。唄自身は、同論文を後年著作集に収録する際、「当局の無理を批判する論稿として具えるべき明快な構成と資料整備」に「欠けていたことを恥じる」と述べているが<sup>73</sup>、このこと理由は、「現行法の解釈としては自治庁通達を正当」とする見地で作成された政府提案が「晦渋であり、分りにくい」ものであったために「政府では原案と修正案とをそうちがわなものと本気で考えているふしも見られないわけではない」という疑いを生じさせるような構造であったこと<sup>74</sup>、そしてなにより、この法案をめぐる事

態が目まぐるしく変化していたことによるであろう<sup>75</sup>。しかしここでは、同論文が「「法律上の論理の一貫」それ自体が立法の目的である——どんなに国民にとって不利不便でも——などということ自体、おかしい話である。こんなことを立法の目的としてうたっているときにかぎって、そのかげに敵のひそむ本能寺があるのではないかと、疑いたくなりもするのである」といささか論争的な物言いを含んでいることに着目したい<sup>76</sup>。

同論文の初出時には「この稿は、青年法律家協会に所属する諸会員の討論の成果をきそにし、協会の諸活動の一端をになうものとして唄と渡辺とが執筆に当つたものである」との附記がある<sup>77</sup>。同年 4 月 24 日の総会により創立された青年法律家協会は、平和と民主主義を標榜する日本国憲法が「逆コース」の下で危機に瀕しているという認識の下で結成されたが、その設立発起人には唄と渡辺も名を連ねており<sup>78</sup>、専門委員会の一つとして設けられた家族法委員会が婦人法律家協会有志と協力して同年 7 月に刊行した『家族制度の復活を防ごう——逆コースの民法改正に反対する』と題する小冊子の執筆責任者にも、唄と渡辺の名が見える<sup>79</sup>。唄と渡辺の論文は、法解釈の方法をめぐる学界の論争を踏まえつつも、公職選挙法改正案が審議未了となった後、法制審議会民法部会が 7 月に設置されることにより、「家」制度について「その復活がすでに政府によって具体的な立法過程（広い意味の）に上せられた」ことを見据え、「抵抗の動きを国民的規模にする素地」を作る一環としての、すぐれて実践的なものであった<sup>80</sup>。

そして、上記のような唄の問題意識は、この時期に法学方法論を「転換」させつつあった川島武宜のものとも共通する<sup>81</sup>。前述の座談会「法解釈学の「科学性」」において、自身の「科学としての法律学」と「立法の限界」の関係について問われた川島は、戦後家族法改正にあたって「現実に近いような問題の立て方」をした我妻栄に対して「近代家族法の原理」に即した主張を行ったことにつき、それは「どの価値体系をとるかという一種のプレファレンスの問題」であり「一つの政治」であると応じている<sup>82</sup>。行動団体としての性格をもつ青法協の磁場において発言していた側面がある唄と<sup>83</sup>、「市民へのまなざしから法へのまなざしへ」と重心を移行し、法学方法論への問いを深めていく川島は<sup>84</sup>、「家」制度復活の動きに対する反対運動においては共闘し、「実践」に積極的に身を投じたのである<sup>85</sup>。

戦後家族法改正の過程で「法律上の家族制度は廃止するが道徳上の家族制度は廃止しない」という立場を「立法は妥協である」という「一つの政治」の立場から主張した我妻栄も<sup>86</sup>、自治庁通達の法解釈としての不徹底さとともにその「郷里主義」的性格を批判していた。既に述べたように、自治庁通達及びその後の公職選挙法改正案の審議過程は、我妻や宮沢俊義のような既存の法解釈学の立場からも十分に批判可能なものであり、実際に、同時代において自治庁通達に賛成する立論を行う法学者は見られない<sup>87</sup>。「家」制度復活の動きに対する反対運動を通じて、かつての川島に代表される「革新的改正論」と我妻に代表される「伝来的改正論」は「小異を捨てて大同につき、一致して事に当た」ることで「危うく大火になりかけた復活論を小火のうちに克服した」が、このことは一方で、家族と法のあり方をめぐって我妻と川島の間が存在した理論的な乖離についての本格的な検討をも先送りにする効果をもたらしたのである<sup>88</sup>。

#### 4. 結びに代えて——「青年」の語りとその限界

冒頭で言及したように、自治庁通達に端を発する学生選挙権問題は、1954（昭和29）年10月20日の最高裁判所の判決を受けて、翌日に自治庁次長から各都道府県選挙管理委員会委員長宛の「修学のため寮、寄宿又は下宿等に居住している学生生徒の住所の認定について通達」が発出され、前年の6月18日付及び9月29日付通達は「廃止されたものと心得られたい」としたことで決着した（自乙選発第8号）<sup>89</sup>。これと併せて住民登録に関しても、法務省民事局長から法務局長及び地方法務局庁宛に、上記最高裁判決及び自治庁通達を「住民登録法上の住所の認定の参考とされたく、ついては、右御了知の上貴管下各支局及び市町村にも周知されたい」旨が11月2日付で通達され、前年9月29日付通達の取り扱いが事実上変更された（民事甲第23025号）<sup>90</sup>。しかし、法務省民事局の滝口進は、この最高裁判決を「真によく現代社会の実情に即した判断であると思われる」としながらも、「学生のうちには、これら客観的な事実から判断して、かえつて郷里その他現所在地以外の場所に住所があるものと認められる場合も少なくないと考えられる」として、

「実務上、学生・生徒の住所認定基準の重心が郷里主義より現地主義に移向されたことは事実であるとしても、やはりその住所の認定にあつては一般の場合と同様、学生各人の一般的な生活関係を客観的に観察し、本人の意思をも考慮に入れて判断すべきものとする」と述べ、引き続き上記の前年 9 月 29 日付法務省民事局長通達の参照を求めている<sup>91</sup>。現場からも「この判例によつて一律に、或は無条件に「学生選挙権は修学先にあり」としてはならない」との意見が出されており<sup>92</sup>、本稿において紹介してきた法学者たちの見解は、実務のあり方を変更するには至っていなかったことが推測される。

このように法の運用者を絡め取っていく「法解釈学の偉大な伝統のマジック」に対する法学者たちの取り組みは続けられていくが、その動きの中から本稿では、『中央大学新聞』の同年 9 月 15 日付の特集「法解釈をめぐって」を取り上げることにしたい<sup>93</sup>。この特集には、長谷川正安が「法解釈と公法」、渡辺洋三が「法解釈と私法」、千葉正士が「法解釈と立法」、広中俊雄が「法解釈と法社会学」についてそれぞれ寄稿しているが、同時代の立法と解釈の関係を問おうとする本稿の問題関心からは、千葉と広中の記事が興味深い内容を含む。千葉は、「解釈の相違は、一方においてはその運用される人と場合に対し、利害関係や権利の相違をもたらす他方においては、そのことによつて実質的な立法をおこなう」として、「行政官庁が条文の解釈をあるいは変更しあるいは固執などすることによつて、法令の意味が一定され、新立法とひとしい効果をもつ場合がある。それが、違法・違憲の解釈である場合も当然にありうる。それは、もはや権力分立下の法の適用ではなくなる」と批判し、広中もまた「法の解釈が行政諸機関によつておこなわれる場合」について、「通達が事実上、一種の「法創造的機能」を営み、且つ一般私人の法意識に甚大な影響を及ぼす場合のあることは、否定することができない」とし、「行政諸機関による法の解釈を最も効果的に批判し更にまた指導するためにも、その法社会的分析をなすことは必要だということを、指摘しておきたい」と述べる<sup>94</sup>。このような問題意識の下で、千葉が同時代の議論状況を以下のように整理していることは注目されよう。

立法問題はむしろ公法学者により、解釈問題はむしろ私法学者によりとりあげられ、学会としては、法社会学会は、立法問題は論じたが、解釈問

題は正式にとりあげず、法哲学会は両問題をあつかつたといつてよいが、両者の関係性については自覚的な問題意識がなかった。〔中略〕あい前後して問題となつたことから察せられるとおり、そして心ある人は認めていたように、この二つの問題は本質的には、まったく同一の問題である。現実的にも理論的にもである。／現実的には、いうまでもなく、国家権力のあり方に対する批判から起つた。講和条約成立以後、国権の最高機関として立法府である国会は、一方では法律案の提案権者である政府ないしは与党の実力により、他方では国会を構成する議員の非民主性により、民主的國家の国会としてはふさわしくない悪法を作りだしてゆく。かくしては、国民のための国会と法律とが反対のものに転ずることになる。この国会の態度が民主的なあり方の偏向したものとして批判され、本来あるべき立法の形があらためて反省されたのである。／法の解釈ということも同様である。とかく権力の座にある者、つまり法律を施行する場合解釈の決定権を現実に掌握している行政責任者、あるいはその周辺近くにある者は、恣意的な解釈を下すことが多くなり、解釈学者の提供する解釈はその権力的解釈のもとにとかく無力となる。解釈学は、国民のためになる解釈をつらぬくことができない無用な、いな時には権力にへつらう有害なものとなさざる。こうして、解釈学は反省をうながされたのである<sup>95</sup>。

千葉は、唄や渡辺と同様に青年法律家協会の設立発起人に名を連ねており、同じく発起人となった潮見俊隆と共に、その前身となる「JJ (Junge Juristen) 会」及び「二八会」のメンバーであった<sup>96</sup>。その背景となる体験について、千葉は「何といつても戦争経験」であり、戦時下における「体制に流されるままとされる状況」を振り返り、自らが特別研究生であったため戦地に赴かず「旧制の中学校、高等学校、大学の友人たちが戦地に出ていくのを送って、遺骨で帰ってくるのを迎える役割」であったことを踏まえて「新しい世の中になったのに、ただ普通の生活はしてられない。戦前の自分の間違つたことをせめて修正するような償いをしなければならぬ。幸いにして生まれた新しい憲法をとにかく生かせるようなことをしていかなければならぬ」という思いがあったと回顧する<sup>97</sup>。同年12月8日に青年法律家協会の専門委員会の一つとして設けられた憲法改正問題特別委員会の討議を経て刊

行された『憲法改正問答』の共同執筆者に千葉が名を連ねているのは、このような背景によるものであろう<sup>98</sup>。

この頃、マルクス主義法学の担い手の拠点であった民科法律部会は、民科本体の政治性の強まり、及び、「国民的科学」(国民のための科学)運動の方針に伴う理論と実践の混乱に伴って勢いを減じており<sup>99</sup>、渡辺洋三や潮見は青年法律家協会にその活動の場を求めていた<sup>100</sup>。しかしこのことは、創立当時の青年法律家協会がマルクス主義的な方法のみによって牽引されていたことを意味しない<sup>101</sup>。彼ら・彼女らを駆動していたのは、「もっとも集中的に国家への忠誠を強要され、もっとも集中的に動員された」ことで「敗戦によってもっとも傷つけられた世代」であり、かつ、「戦中と戦後の間にまったく異なる二つの世界を見せられた」ことによる複雑さを抱え込んだ、「戦中派」の「世代」感覚であったように思われる<sup>102</sup>。そうであるが故に、それぞれの戦争経験の多様性やイデオロギー的な差異を前にしても、青年法律家協会は設立にあたって「わたくしたちは、おなじ時代にそだった人間としてすべての政治的立場をはなれて、なお共通の考えと立場をもつことが多」いと主張することが出来たのではなかったか<sup>103</sup>。

そうであるならば、「世代」の感覚へと強く働きかける明白な「危機」が去ると、このような普遍性は希薄化していくことになるであろう。憲法擁護国民連合をはじめとする「護憲派」の活動もあって、1955(昭和30)年2月の衆議院議員総選挙において保守勢力が憲法改正の発議に必要な議席数を確保することに失敗し、当面の明文改憲の危機が回避されると<sup>104</sup>、青年法律家協会の組織活動は同年半ば頃から一時停滞する<sup>105</sup>。民科本体も上述の政治的な路線混乱によって自然消滅し、細々と活動を維持した法律部会は1957(昭和32)年10月の学会としての再出発を待つことになるが<sup>106</sup>、長谷川正安が民科本体の消滅について以下のように述べていることは、法学者の「実践」との関係から示唆的である。

この時期に法律学全体を通ずるような問題がだんだん希薄になってしまったということについては、民科という民主主義的学者の母胎がなくなってしまって、それがぼくたち法学者について言えば、民科法律部会という単なる学会になってしまったということが、一つの原因になっているのじ

ゃないですかね。民科があったころは、よかれあしかれ母胎から問題が出てきた。ところが学会になってからは問題を作る能力がなくなった。年に二回の学会だけでは問題性を喪失するのも当然で、とくにわれわれより若い研究者の場合、お互いに意思を疎通する場がなくて学校々々で閉鎖的になったでしょう…。だから、個々の学会の中ではそれなりの問題があったのかもしれないけれども、もっと下の次元で研究者相互の間に共通の問題が浸透してゆくということが少なくなってしまった<sup>107</sup>。

「解釈法学と科学的法学の二つの傾向への分離」の後、1960年代の半ばに法社会学が自立した学問分野として方法論的に洗練されるのと平仄を合わせるようにして「民主主義法学」という用語が用いられ始めたのは、このようなマルクス主義法学の側の変化の反映であったとも考えられる<sup>108</sup>。「権力への奉仕に堕した」戦前の法律学への反省から、「戦後の法律学は、科学性へのせつないまでの憧憬を示している」との表現が甲斐道太郎から発されたとき<sup>109</sup>、「科学」はもはやマルクス主義（法学）が特権的に用いることの出来る概念ではなくなっていた。「戦後法学」は「戦後」のすべての時期において均質な内容を持つものではなく、「戦後体制」の確立と並行して形成されながらも、その重要な特徴の一つである「法律学の科学化、社会科学としての法律学の形成を目指す」というあり方は、解釈法学、及び、「戦後法学」の研究分野としての法社会学との方法論的な乖離を通じて徐々に変質を遂げていく<sup>110</sup>。そして、「戦後法学」の新たな「世代」——NJ（Neue Juristen）研究会——が「国家独占資本主義」の観点から「現代法」を取り扱い始めたとき<sup>111</sup>、その営為は、1962年に川島武宜と碧海純一を中心として組織された「経験法学研究会」において法律学の「経験科学としての法律学」の追求の試みに接し、やがて「法解釈論争」についての方法論的な批判を加えることになる平井宜雄の眼には、「実定法学または法解釈学に従事する法律家（言うまでもなく、法律家の大部分はそうである）にとっては、この位置づけは何の意味ももたない」と認識されることになる<sup>112</sup>。

さて、青年法律家協会がその活動を再び活性化させる画期となったのは、警察官職務執行法案から安保改訂にかけての反対闘争であったが<sup>113</sup>、その約10年後となる1969（昭和44）年8月、「司法反動」の中で平賀書簡問題が

発生する<sup>114</sup>。1950 年代に法務省民事局において「家」制度復活の動きに対する青年法律家協会等による反対論に接した際、平賀健太は「どうも私は、「汝の主張は新憲法の精神に反する」というような議論を聞かされると、戦前よく聞かされた「汝の主張は国体に反する」というあの問答無用式の論法を連想しないわけにはいかない」と述べていたが<sup>115</sup>、平賀書簡問題が発生した後も「日本国憲法を、かつての国体とおなじように、反対の論理を封じるための錦の御旗として利用するというような思考方式に対して、警戒をする必要があるのではないかと述べる<sup>116</sup>。戦後 25 年以上が経過した段階で「体制批判のない反体制的裁判官ということと関連して、青年法律家というようなものが引き合いに出され、青年法律家といわれる人々の組織に対しても、一部からは共感の心情が寄せられる」が「法律家が青年であるというそのことに特別な意味があったり、価値があったりするわけのものではないだろう」として、プラトンを引きつつ「一般的には、若さということは未熟ということを意味するのが普通なのである」と「青年」を評する平賀は<sup>117</sup>、来栖三郎と同じ 1912 (明治 45 / 大正元) 年生まれであった<sup>118</sup>。

※本稿は、2021 年 5 月 23 日にオンラインで開催された 2021 年度日本法社会学会学術大会ミニシンポジウム「科学・学術、政治、法のダイナミクス」において報告した内容を元に、当日時間の都合で言及することの出来なかった史料等を加えて大幅な再構成を行ったものである。企画者の木下麻奈子先生 (同志社大学) を始め、報告者の小林哲郎先生 (香港城市大学)、見平典先生 (京都大学)、郭薇先生 (静岡大学)、小林傳司先生 (大阪大学名誉教授)、ディスカッサントの城山英明先生 (東京大学)、高橋裕先生 (神戸大学)、更に、オンラインで有益な質問をお寄せいただいた参加者の皆さんに感謝を申し上げる。

## (Endnotes)

- 1 「法解釈論争」については既に多くの分析がなされているが、本稿は、川島武宜と来栖三郎を対象として、同時代の法社会学が法解釈学との間でのどのような関係を有していたかを理論的かつ実証的に検討した、高橋裕「戦



後日本における法解釈学と法社会学——川島武宜と来栖三郎における事実と法』『法と社会研究』1号（2015年）から多くの示唆を得ている。

- 2 来栖三郎「法の解釈と法律家」『私法』11号（1954年）16頁以下。なお、本稿において引用・参照する論文等は、1950年代のものについては原則として初出時のものを用い、それ以外は著作集等に収録されているものを適宜用いた（その場合、初出年と共に必要に応じて初出時との差異を示した）。引用文中の旧漢字は適宜新漢字に改め、繰り返し記号などは通常の表記に修正した。なお、「／」は改行、「…」は中略を示す。[]は筆者による補記である。
- 3 唄孝一「先生あり言葉あり」同『志したこと、求めたもの』（日本評論社、2013年）137頁〔初出1984年〕。
- 4 乾昭三「第十一回総会をめぐって」『法社会学』5号（1955年）177頁。
- 5 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）は第14条2項において「各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる」と規定したが、この用語法は、それまで用いられていた「通牒」が当用漢字に無いためであった。以下、同法の前後に拘らず、本稿では「通達」として統一する。
- 6 『自治研究』29巻8号（1953年）76頁以下。
- 7 事件の概要に関しては、加藤一郎「学生選挙権と住所」『ジュリスト』71号（1954年）32頁以下、水本浩「大法廷判決巡歴(1) 学生選挙権と住所」『法学セミナー』201号（1972年）50頁以下等を参照。
- 8 小林三衛「住所の概念 (1)～(2)」『茨城大学文理学部紀要（社会科学）』8～9号（1958～59年）は、事件関係者たちの「相談相手として若干関係した」立場からの記録としての価値がある（同論文の執筆に際しては、唄孝一から資料提供を受けた旨が明記されている）。なお、茨城大学ホームページにおいて、当時の運動の様子を記録した写真が公開されている（<https://www.ibaraki.ac.jp/news/2020/05/12010808.html>：2021年12月27日最終閲覧）。
- 9 『自治研究』30巻12号（1955年）102頁以下。
- 10 池田政章「選挙権と学生の住所」『憲法判例百選〔第3版〕』（1994年）

- 318 頁以下、大村敦志「学生の選挙権と住所」『民法判例百選 I 総則・物権〔第 4 版〕』(1996 年) 20 頁以下。
- 11 田中二郎「法律による行政と通達による行政——行政通達の使命とその限界」『自治研究』32 卷 7 号 (1956 年) 14 頁。「通達行政」の歴史的展開過程とその問題点については、別稿にて取り扱うこととしたい。
  - 12 天川晃「戦後改革・占領改革・戦時改革——戦後体制の成立をめぐる」福永文夫・河野康子編『戦後とは何か——政治学と歴史学の対話 下』(丸善、2014 年) 119 頁以下。
  - 13 広渡清吾「戦後法学と法社会学」『法律時報』80 卷 10 号 (2008 年) 70 頁。なお、拙稿「「戦後法学」の形成——一九五〇年代の社会状況との関係から」『年報日本現代史』編集委員会編『戦後システムの転形 (年報日本現代史第 20 号)』(現代史料出版、2015 年) 37 頁以下も参照されたい。
  - 14 長谷川正安『法学論争史』(学陽書房、1976 年) 115 頁。
  - 15 長谷川は「法を社会現象として、社会科学的にとらえようとしたのは、日本では大正デモクラシーのイデオログの一人である末弘厳太郎にはじまる法社会学の系譜と、ほぼ同じ時期に起源をもつマルクス主義の立場にたつ法学者だけであった」とし、戒能通孝の「社会科学としての法律学」(1947 年)、川島武宜の「科学としての法律学」(1954 年)、長谷川自身の「社会科学としての憲法学」(1968 年)により、法社会学論争・法解釈論争・判例研究の方法論争の「方法」を示そうとする(長谷川正安『法学の方法』(学陽書房、1972 年) 18 頁以下)。
  - 16 乾前掲「第十一回総会をめぐる」178 頁。
  - 17 なお、乾昭三「法令における住所の意義」『民商法雑誌』32 卷 3 号 (1956 年) 70 頁以下を参照。
  - 18 乾前掲「第十一回総会をめぐる」177 頁以下。
  - 19 このこと自体は、法社会学とマルクス主義法学の間の距離として、法社会学論争の位置づけと関連して問題化されており(藤田勇・江守五夫編『日本の法社会学——文献研究 法社会学論争』(日本評論社、1969 年))、特に新しい主張ではない。本稿において試みるのは、具体的な事例を通じた両者の「離れ方」の再構成であり、検討の範囲及び時期もごく限定されたものに留まる。

- 20 マルクス主義法学の側からも近時、その歩みを批判的に振り返る動きが生じている（森下敏男「わが国におけるマルクス主義法学の終焉——そして民主主義法学の敗北 上～下(3)」『神戸法学雑誌』64巻2号～66巻1号（2014～2016年））。なお、大島和夫『日本の法学とマルクス主義——21世紀の社会編成理論の構築をめざして』（法律文化社、2019年）も参照されたい。
- 21 加藤前掲「学生選挙権と住所」33頁。
- 22 成毛鐵二「住民登録制度の基本理念と問題点(1)」『民事月報』19巻12号（1964年）17頁以下。なお、住民登録法は議員立法であったが、「法務府の連中が全部お膳立てをして、名前だけ議員の名前を借りて出した」のであり「予算をとる戦術だった」との指摘がなされている（「〈座談会〉法律は誰が作る？」『法律時報』25巻1号（1954年）33頁〔猪俣浩三発言〕）。なお、同法案を提出したのは鍛冶良作他3名であった（鍛冶良作「住民登録法の制定について」『戸籍』23号（1951年）1頁以下）。
- 23 阿川清道「住民登録法について」『法律時報』23巻8号（1951年）49頁。阿川は当時法務府民事局第二課長であった。
- 24 『戸籍』51号（1953年）40頁以下。
- 25 『戸籍』54号（1953年）47頁以下。
- 26 『自治研究』29巻10号（1953年）83頁以下。
- 27 詳しくは、小林前掲「住所の概念 (1)」165頁以下を参照。
- 28 『自治研究』29巻11号（1953年）87頁以下。
- 29 加藤前掲「学生選挙権と住所」33頁以下。
- 30 小林前掲「住所の概念 (1)」169頁以下。
- 31 選挙制度調査会に関しては、安野修右「解題『DVD-ROM 選挙制度調査会議事速記録／選挙制度資料 昭和二四～三四年』」『政経研究』57巻2号（2020年）1頁以下を参照。
- 32 「保安隊の隊員の住所について通牒」（自丙発第129号）『自治研究』29巻7号（1953年）98頁以下。
- 33 「第一回総会議事速記録」（1953年10月21日）『DVD-ROM 選挙制度調査会議事速記録／選挙制度資料 昭和24～34年』（文生書院、2020年）10頁以下。

- 34 「第三回総会議事速記録」(1953 年 11 月 27 日) 同前 46 頁。なお、平賀は住民登録法制定に際しても、民事局第六課長としてその準備を担当していた(西井昌司「住民登録法とは、どんなものか」『戸籍』23 号(1951 年)10 頁)。
- 35 戒能通孝は「大学で三十年も四十年も前に教えられたことがらを、今でもそのまま覚えている秀才は、はなはだ困りものである」として「住所非単一説は、かくして現在では常識だと思う。ところがこの種の常識が、四十年・五十年前の大学の講義をそのままに記憶するだけで、その後一度も考え直すこともなく、また考え直す気もない秀才には、全く俗説とみえるようである」と評している(戒能通孝「法律時評」『法律時報』26 卷 9 号(1954 年)3 頁)。
- 36 前掲「第三回総会議事速記録」47 頁以下。
- 37 同前 50 頁以下。
- 38 「第六回総会議事速記録」(1953 年 12 月 15 日) 前掲『選挙制度調査会議事速記録／選挙制度資料』153 頁。
- 39 同前 157 頁。
- 40 同前 162 頁。
- 41 この点につき、選挙制度調査会の席上において矢内原忠雄による以下のような情報提供がなされている。「学生運動は昨年の九月から非常に静かになりまして諸大学とも殆ど問題なく過して参りました。そこで選挙権の問題が起りましてこれで学生が刺激されまして運動的なことが起り始めました。但し選挙権に関する学生運動は共産党的な学生が組織して指導しているとばかりは言えないで、極く穏当な普通の学生たちがこの問題に対しては反対運動を起して来たのです。そこで先般京都で起りました騒ぎがありました。あれは学園復興会議という名の下に背後には全学連という学生運動の全国的な団体ですが、これが指導的な立場をとつて、再び学生運動の指導権を全学連がとるといふそういう心持であつたと思ひますが、その運動の第一の目標がこの選挙権問題、これに飛付きましてそうして広汎な学生層を獲得した。再軍備反対等々の従来のような政治的運動に持込もうとしている形勢が十分に見られているのであります。それで先般数日前に東京の外濠公園で開かれました抗議集会にも第一に掲げられたのが選挙権

問題でありまして、いい口実というか、手掛りを与えていると、そうしてこれが共産党的な学生だけではなくして一般の学生の重大な関心事になっているということをまず前提として申し上げたいと思うのです」（前掲「第三回総会議事速記録」51頁）。

- 42 宮沢俊義「学生の住所」『ジュリスト』43号（1953年）巻頭言。なお宮沢は、この文章を敷衍する内容の論文を翌年1月に公表している（宮沢俊義「選挙法における住所について」『自治研究』30巻1号（1954年）3頁以下）。
- 43 来栖の私法学会における報告の「衝迫と情熱」（高橋前掲「戦後日本における法解釈学と法社会学」43頁）を伝える記事を掲載した『東京大学学生新聞』は、その前の号の1面で選挙人名簿の縦覧が始まったことを受けて「学生一万余が脱落 各地で一斉に異議申立て」と報じ、その立法措置をめぐる動向を伝えている（1953年11月9日付）。
- 44 加藤前掲「学生選挙権と住所」34頁以下。
- 45 おそらく、12月に公表された唄孝一「学生の選挙権と住所」『中央公論』68巻14号（1953年）が報告の内容を反映しているものと思われる（ただし、明示はされていない）。
- 46 唄前掲「学生の選挙権と住所」156頁以下。民法第21条の適用がないとする見解は、尾高朝雄の談話によるものであった（『東京大学生新聞』1953年9月14日付）。
- 47 同前158頁以下。
- 48 園部敏「第一九国会の概観」『法律時報』26巻8号（1954年）10頁以下。
- 49 高橋前掲「戦後日本における法解釈学と法社会学」44頁。
- 50 「法律はアテにならないか 上」『朝日新聞』1954年5月24日付夕刊。この記事については後述するが、連載において最終的に「シロウト」として登場するのが家永三郎であることは（「法律はアテにならないか 下」『朝日新聞』1954年5月26日付夕刊）、後述する民科法律部会におけるシンポジウムの報告者として登壇し、かつ、法哲学会におけるシンポジウムにおいて尾高朝雄が名指しで批判する対象であることも含めて、同時代のマルクス主義の影響力の大きさを示しているものと言えよう（なお、家永三郎「「しろ」と」法律論由来記」『法律時報』37巻5号（1965年）58頁以

下を参照)。

- 51 「選挙制度調査会答申「公職選挙法中住所に関する規定の改正について」(事後報告)』『次官会議綴・昭和 28 年 12 月(昭和 28 年 12 月 21 日～12 月 24 日)』(国立公文書館蔵：平 14 内閣 00379100)。なお、答申には別紙として A 案と B 案の双方を記載した「調査会における審議経過の概要」が添付されている。
- 52 第 19 回国会衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員会第 11 号(1954 年 5 月 6 日：国会図書館国会会議録検索システムを利用した)。
- 53 第 19 回国会衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員会第 13 号(1954 年 5 月 21 日)。なお鍛冶良作は「われわれが住民登録法というものをこしらえたのは、選挙民の本拠は住民登録によらせよう——と言うと語弊があるが、よるべきものということをつくろつている。従つて、住民登録をしてやるということではなかつたら、選挙権を行使することができないことを原則としなければならぬ」とも主張している。前述のように、住民登録法の提案者の一人は鍛冶良作であった。
- 54 自治庁選挙部「第十九通常国会 公職選挙法の一部を改正する法律案想定問答」福永文夫・稲継裕昭・大谷基道編『戦後自治史関係資料集 DVD-ROM 版 第 2 集(選挙制度と地方公務員制度)』(丸善、2012 年)。
- 55 「悪法」をめぐる論争については、服部寛「20 世紀の日本における法律学方法論の史的展開に関する一考察(1～3・完)』『東北学院法学』70～72 号(2010～2011 年)、同「1953——日独の法律学方法論の転換点とその意義の再検討」『松山大学論集』23 卷 6 号(2012 年)を参照。
- 56 学会誌掲載時には「立法(その一)——民主立法の条件と諸問題」と改題されている(『法社会学』6 号(1955 年)81 頁以下)。
- 57 同前 112 頁以下。なお、第 12 回総会の参加記録は見いだされない。
- 58 差し当たり、渡辺治『日本国憲法「改正」史』(日本評論社、1987 年)255 頁以下を参照。
- 59 川島武直「科学としての法律学——法律学を学ぶ人々のために」都留重人他編『新しく学ぶために』(弘文堂、1953 年)77 頁以下。
- 60 高橋前掲「戦後日本における法解釈学と法社会学」45 頁。
- 61 「法の解釈——科学としての法律学」民主主義科学者協会法律部会監修『日

本法学の課題と展望』（理論社、1955年）45頁以下。

- 62 「討論 法の解釈」『法の解釈（法哲学年報 1954）』（有斐閣、1954年）69頁以下。
- 63 「座談会 法解釈学の「科学性」」『法律時報』26巻4号（1954年）51頁以下。
- 64 さしあたり、碧海純一「戦後日本における法解釈論の検討」同『法学における理論と実践』（学陽書房、1975年）144頁以下を参照〔初出1960年〕。この点について碧海が同時代に、実存主義の不毛性と対比するならば「マルクシズムを目して、根本的には、みよりの多い思想」であるとしながらも、「マルクシストは、たとえ自己の能力や業績について個人的にはきわめて謙譲であっても、自分のよって立っているマルクシズムの世界観が、史観が、また社会科学方法論が「唯一の正しい、科学的な」理論であることを固く信じている」として、その「教義学的・訓誥学的傾向」に懐疑的な視線を向けていることは、その後碧海が川島とともに「経験法学」へと接近していくこととも関連して注意されよう（碧海純一「社会科学方法論、特に法学方法論（法哲学）について」『思想』387号（1956年）73頁以下）。
- 65 茨城大学選挙擁護委員会からも5月23日に自由党に対する公開質問状が出されている（小林前掲「住所の概念（I）」172頁）。
- 66 川島武宜・来栖三郎「学生の選挙権について——実質的理由に欠ける衆院修正案」『朝日新聞』1954年5月29日付。連名の記事である以上分担を明確にすることは出来ないが、すぐ後に言及する同紙の記事の内容からは、本文に引用した部分の前半は来栖、後半は川島の主張とほぼ対応しているように思われる。
- 67 第19回国会参議院予算委員会第12号（1954年3月13日）。
- 68 外崎光廣「家族制度復活論をめぐって——一九五四年まで」『同志社法学』6巻6号（1954年）99頁。
- 69 川島・来栖前掲「学生の選挙権について」。やはり連名である以上確言出来ないが、少なくとも、ここに色濃く示される家族制度復活への警戒感は、後述するように、同時期の川島の問題意識と共通するものであろう。
- 70 前掲「法律はアテにならないか 上」。記事に引用されている文章から、活字化された『私法』誌の来栖の論文が参照されているものと推測される。

- 71 「法律はアテにならないか 中」『朝日新聞』1954 年 5 月 25 日付夕刊。川島についての言及はおそらく、既発表の「科学としての法律学」を踏まえた内容と思われるが、明示的な引用はない。また、渡辺洋三は「渡辺洋造」の表記で、都立大学助教授の肩書となっている。
- 72 唄孝一・渡辺洋三「住所——第十五国会の一つの表情」『改造』35 卷 8 号 (1954 年) 79 頁以下 (副題は「第十九国会」の誤りである)。「第十五国会<sup>(ママ)</sup>の暴力性は六月三日夜をまたずして、始つていたのである」との記述が含まれるが、唄孝一によると「その結末の分からぬまま公刊した」とのことであり (唄孝一「自著解題」同『戦後社会における家族の諸相 (唄孝一・家族法著作選集 (4))』(日本評論社、1993 年) 371 頁)、6 月 15 日の会期末を待たずに脱稿したものと推測される。なお、同論文には、本文で引用した新聞記事「法律はアテにならないか」についての言及が見られる。
- 73 唄前掲「自著解題 (家族法著作選集 (4))」371 頁。
- 74 唄・渡辺前掲「住所」85 頁。
- 75 唄前掲「自著解題 (家族法著作選集 (4))」371 頁。
- 76 唄・渡辺前掲「住所」81 頁以下。
- 77 同前 89 頁。論文中における唄による文献の言及方法などから、同論文は基本的には唄が執筆したものと推測されるが、著作集への収録にあたっては、「「郷里」概念と選挙法改正問題」と改題され、事態の推移についての年表が付されている他、一人称が「ぼくたち」から「われわれ」に変更されるなど、表現上の修正が行われている。内容に関わる変更ではないとも考えられるが、本稿末尾で検討する「世代」の観点からは、この差は異なった含意を持つかもしれない。
- 78 青年法律家協会弁護士学者合同部会『青法協——憲法とともに 35 年』(日本評論社、1990 年) 4 頁以下。青年法律家協会については、後述する「司法反動」との関係から多くの文献があるが、本稿では基本的に 1950 年代の動きに絞って取り扱う。
- 79 青年法律家協会『家族制度の復活を防ごう——逆コースの民法改正に反対する』(青年法律家協会、1954 年)。この小冊子には「今日、横暴な政府に対抗し、民主主義を守つてゆくためには、国民一人一人が、ばらばらになつてはだめで、私たちは一人でも多くの人と手をたずさえて一つで



も多くのサークルやグループや団体や結社をつくって共に語り共に行動することを必要とします。労働組合はいうまでもなく、婦人団体の活動、地域団体の活動などはその代表的なもので、このような団体活動にこそ、民主主義を守る力が宿されているのです」と述べる箇所がある。本稿にその準備はないが、「サークル運動の時代」であった1950年代社会の動きの中に、「家」制度復活の動きに対する反対運動や、後述する「国民的科学」運動などの「実践」を定位し直す必要があるであろう（差し当たり、道場親信『下丸子文化集団とその時代——一九五〇年代サークル文化運動の光芒』（みすず書房、2016年）、宇野田尚哉他編『「サークルの時代」を読む——戦後文化運動研究への招待』（影書房、2016年）等を参照）。

- 80 唄孝一「復活線上の家族制度」『図書新聞』260号（1954年8月21日付）。
- 81 高橋裕「川島武宜の転換——1951～1955年」大島和夫他編『民主主義法学と研究者の使命』（日本評論社、2015年）42頁以下。
- 82 前掲「法解釈学の「科学性」」59頁。なお、戦後家族法改正過程の詳細については、和田幹彦『家制度の廃止——占領期の憲法・民法・戸籍法改正過程』（信山社、2010年）を参照。
- 83 同年5月18日に開催された第1回常任委員会においては、「組織問題の討議の末に青年法律家協会が行動団体であることが改めて確認され、運営上会のそうした性格を尊重すべきことが全員に異議なく確認されている」（青年法律家協会弁護士学者合同部会前掲『青法協』32頁）。
- 84 高橋前掲「川島武宜の転換」43頁以下。
- 85 川島武宜「家族制度の復活」『ジュリスト』（1955年）41頁以下。「座談会 川島法学の軌跡」『ジュリスト』1013号（1992年）15頁以下における唄孝一の発言も参照されたい。なお、同年7月号の『婦人公論』誌は、上述の3月26日の発言を受けて改めて岸信介にインタビューを行っており、これを受けて行われた研究会には川島と唄が共に参加している（「研究会 「家」の復活のもたらすもの」『婦人公論』446号（1954年）98頁以下）。
- 86 唄孝一「二〇年を経て顧みる改正過程——我妻先生への架空質問状」同『戦後改革と家族法——家・氏・戸籍（唄孝一・家族法著作選集(1)）』（日本評論社、1993年）83頁以下〔初出1978年〕。
- 87 加藤前掲「学生選挙権と住所」34頁。

- 88 唄孝一「自著解題」同前掲『戦後改革と家族法』402頁。唄自身は、自身の家制度についての考え方を川島の「革新的改正論」に属するものとして  
いるが、広中俊雄はそこに若干の距離を見ている（広中俊雄「唄さんのこ  
と——一九五四年の家制度復活論にまつわる思い出など」同『戦争放棄の  
思想についてなど』（創文社、2007年）68頁以下〔初出2004年〕）。
- 89 『自治研究』30巻12号（1954年）102頁以下。
- 90 『戸籍』70号（1954年）45頁以下。
- 91 滝口進「学生選挙権問題と住民登録」同前11頁。
- 92 丸山貢（新潟県中頸城郡板倉町役場）「学生選挙権に於ける住所の認定に  
ついて」『戸籍』71号（1954年）18頁。
- 93 以下の引用は同紙による。法学者の社会への発信という観点から、各大学  
の大学新聞は重要な史料となり得るものと思われるが、媒体の性質による  
保管状況の精粗の影響もあり、その網羅的な検討を行うことは現時点では  
筆者の手に余る。各大学における大学史研究との連携の必要性も含めて今  
後の課題としたい。なお同紙は、6月15日付の紙面においても「「法解  
釈」をめぐる」と題する、同大所属の教員による共同研究を掲載してい  
る。
- 94 なお広中はこの記事の中で「圧縮した固い記述になることを厭わず」に、  
来栖や川島、更に戒能通孝の仕事に言及しながら法解釈と法社会学との関  
係に立ち入っているが、法社会学の「実践」との関わりとして、「法の解  
釈」に対しては「社会的事実の分析と認識をとおして、一定の価値体系は  
どのような諸価値の絡み合いからなる統一体であり且つどのような利害関  
係を反映するものであるか、あるいは、一定の価値体系はどのような規範  
体系を伴ってどの程度まで強固に支えられており且つその価値体系にとつ  
て一定の形のリーガル・サンクションの発動はどのような作用をもつかあ  
るいは、社会の発展法則に基いて将来どの価値体系が支配的なものとなる  
であろうか、等々を明らかにし、それによつて、「法の解釈」を指導する  
ことを可能ならしめつつ、これを、法的現象の管理および支配を実現する  
ための一つの方法たらしめる」という形で「自覚的な技術学としての解釈  
学——そこでは社会学的方法が一貫されなければならない（社会学的法律  
学）——の確立に寄与すべきものであるといえる」と述べる（なお、広中

- 俊雄「警察官のはたす法的機能について——「法の解釈」の問題に関連して」『ジュリスト』78号（1955年）31頁以下も参照）。広中はこの後、「法の解釈」における「一定のワク」の存在としてこの議論を展開していくことになる（広中俊雄「法と裁判 下」『ジュリスト』120号（1956年）56頁、同『法社会学論集』（東京大学出版会、1976年）322頁以下）。
- 95 なお千葉は、『法律時報』誌の学界回顧において、1953年に「法哲学・法社会学界」を単独で、1954年に潮見俊隆と連名で「法哲・法社会学」を担当している（それぞれ25巻12号、26巻12号）。
- 96 「JJ会」は1951（昭和26）年頃から大学院生・助手・助教授クラスの若手研究者10数名で活動を開始し、その後、さらに若い世代の研究者による研究組織として「JJJ会」も発足している（青年法律家協会弁護士学者合同部会前掲『青法協』23頁以下）。「二八会」は、翌1952（昭和27）年の春頃から活動を開始したが、千葉の回想によると、海野晋吉の「わが国に不足している人権思想の普及、確立のために、法律実務家と研究者間の集团的協力、連携が不可欠であろうが、古い世代に多く期待できぬ以上、若い法律家たちの間でこれをぜひとも実現させたい」との提言により結成されたという（小田成光『鐘鳴りわたれ——回想の群像・法律家運動』（勁草書房、1987年）237頁以下〔初出1984年〕）。
- 97 青年法律家協会弁護士学者合同部会前掲『青法協』28頁。詳しい経緯は記されていないが、千葉が同書の刊行について1988年にもたれた「先輩の意見を伺う集い」の参加者であり、文章照会を含むインタビューの対象者にもなっている旨記載されているため（382頁以下）、同書の編集過程における回顧であると思われる。
- 98 青年法律家協会『憲法改正問答』（青年法律家協会、1955年）。なお、1952（昭和27）年の第9回法社会学会の懇親会の席上において、千葉は「憲法を守る決意を表明したい」との問題提起を行っている（唄孝一「第九回法社会学会に思う」『法社会学』4号（1953年）176頁）。
- 99 清水誠「民科法律部会の歴史（10）」『法の科学』12同（1984年）175頁以下。この方針に基づいて行われた「国民的歴史学運動」については、小熊英二『〈民主〉と〈愛国〉——戦後日本のナショナリズムと公共性』（新曜社、2002年）307頁以下、大串潤児「国民的歴史学運動の思想・序説」

『歴史評論』613号(2001年)5頁以下、高田雅士「国民的歴史学運動を問うことの可能性」『新しい歴史学のために』293号(2018年)54頁以下、同「「黨員歴史家の当面の任務」と国民的歴史学運動研究」『歴史評論』847号(2020年)30頁以下等を参照。

- 100 潮見俊隆は「あの頃東京では民科本部があまりに政治主義になってしまったので、ほくらおなじ世代の若い法学者たちがインター・ユニバーシティーで集ってJJという組織をつくり、定期的に研究会をもっていた」と述べる(「座談会 民主主義法学の回顧と展望」潮見俊隆編『戦後の法学』(日本評論社、1968年)77頁〔初出1964年〕)。これに対して、破壊活動防止法に対する反対運動の頃から悪法論に関心を向けていた関西における民科の活動はこの時期も盛んであったようであり、破壊法反対運動のために「国会請願などで関西から学者を送ったりした」際の世話役として東京に常駐員として派遣されたのが乾昭三であったという(82頁〔天野和夫発言〕)。「法解釈の論争を、戦後の法律学のなかで、どういうふうに位置づけるかという点でみた場合、関西に与えた影響はどういうものか」という問いが成立する程度には東京と関西の民科の間には政治的・学問的な距離があったことが伺われるが(92頁〔渡辺洋三発言〕)、後述する「シュール」とも関わり、乾昭三が法社会学への関心を抱ききっかけの一つとして「磯村先生のお話を聴いているうちにそうなったのかもしれませんが」と述べているように(乾昭三「法解釈学と法社会学の間」『龍谷法学』30巻4号(1998年)8頁)、民科本体の第2代会長であった末川博に加え、この時期の磯村哲の学問的影響を考慮する必要もあろう(守矢健一「日本における解釈構成探求の一例——磯村哲の法理論の形成過程」(松本博之・野田昌吾・守矢健一編『法発展における法ドグマティックの意義——日独シンポジウム』(信山社、2011年)3頁以下))。
- 101 戦後初期にマルクス主義を持った価値のある種の「普遍性」については、既に様々な角度から論じられているが、差し当たり、石田雄『日本の社会科学〔増補新装版〕』(東京大学出版会、2013年〔初出1984年〕)が今なお示唆に富む。
- 102 趙星銀「戦後日本の世代論——1950年代を中心に」『明治学院大学国際学研究』57巻(2020年)60頁以下。この問題を考える上で示唆的なのは、

「悔恨共同体」をめぐる成田龍一の一連の仕事である（成田龍一『「戦後」はいかに語られるか』（河出書房新社、2016年）、同『〈戦後知〉を歴史化する（成田龍一歴史論集(2)』（岩波書店、2021年）等を参照）。

- 103 「青年法律家協会設立趣意書」青年法律家協会弁護士学者合同部会前掲『青法協』2頁。
- 104 詳しくは、廣田直美「日本国憲法の「定着」をめぐって——憲法調査会と憲法問題研究会」鈴木敦・出口雄一編『「戦後憲法学」の群像』（弘文堂、2021年）56頁以下を参照。
- 105 この困難な時期の青年法律家協会を支えた一人が千葉正士であったが（青年法律家協会弁護士学者合同部会前掲『青法協』38頁以下）、この経験がその後の千葉の学問に与えた影響について、本稿では正面から取り扱うことが出来ない（千葉の学問の全体像については、角田猛之「法文化のフロンティア・千葉正士——千葉正士先生追悼プロジェクト(1)~(3)』『関西大学法学会』64巻5号~65巻1号（2015年）、同「千葉・法文化論の軌跡——千葉正士追悼プロジェクトを手がかりにして」『関西大学法学論集』66巻5・6号（2017年）等を参照）。なお、本稿の問題関心からは、千葉がその研究方法を回顧するにあたって、川島武宜と共に戒能通孝について「近代法学を超えようとしたがなお法学の中にはとどまった」として、「法学を飛び出ようとしていた」千葉自身にとって「反面教師」となった旨を記していること（千葉正士「研究方法を学ぶ——夢の旅路の拾い物(6)』『東海法学』35号（2006年）40頁以下）、及び、1949（昭和24）年に新設された東京都立大学人文学部「原始教員」の「主導する学問とくに社会科学は、まさしく戦前の名残を払拭して戦後日本が待望する自由な人間の真理探求をめざす学問であった」と評価していることが特記されよう（千葉正士「大学の存在意義を一大学の死に看る——夢の旅路の拾い物・補遺」『東海法学』40号（2008年）28頁以下）。法学者の営為を歴史的に検討するためには、「世代」や「シュレー」（高橋前掲「川島武宜の転換」50頁）といった要因と重ね合わせて、研究の場（空間）の共有という要素も考慮に入れる必要があるであろう。今後の課題としたい。
- 106 清水誠「民科法律部会の軌跡」『法の科学』25号（1996年）8頁。
- 107 前掲『民主主義法学の回顧と展望』126頁。

- 108 長谷川自身、この「分裂」について「法社会的なものから解釈学的なものへ、民主主義的な問題意識からその欠落へ」として、「民主主義」と「法解釈学」の関係として——すなわち「科学」という用語抜きで——語るようになる（長谷川正安「戦後民主主義法学の問題史的考察」『法律時報』37 卷 5 号（1965 年）10 頁以下）。「民主主義法学」という用語の系譜及びその含意についての検討は本稿の範囲を外れるが、同論文の中で長谷川が、前年に行われた座談会「民主主義法学の回顧と展望（1）～（3）」『法学セミナー』100～102 号（1964 年、潮見前掲『戦後の法学』1 頁以下）について、その参加者 8 名が「けっして、民主主義科学者協会に属していたという形式的理由だけでなく（それも大切だが）、私たちは終始、戦後の日本と、とりわけ日本の学問の民主主義化を念願しながら、法学の研究に従事し、自分たちの研究成果をそれに役立てようとしてきたという、実質的理由」により「共通した研究の経験を、「民主主義法学」とあえて名づけた」と述べていることは注意されよう（4 頁）。これに先立って「法の支配というものは、解釈によってゆがめてみても、やはり権力の咽に刺った骨のようなものが残るところに値打ちがある」として「その骨をいくらか太くしようとする」営為を「人民のための法律学といってもよいし、民主主義法学だといってもよい」と述べている沼田稲次郎は（沼田稲次郎「運動のなかの労働法（7） 労働争議の理論（2） ストライキにおける統制と連帯——山猫スト・同情スト・ボイコット」『労働法律旬報』440 号（1962 年）11 頁以下）、1970 年代にマルクス主義法学が「民主主義法学」の性格を学問的に究明しようとするまでは「科学の民主的使命の自覚という実践的な要請を受け入れた概念」として「常識的」に捉えていた旨を述べる（沼田稲次郎「戦後日本における民主主義法学と労働法学」同『民主主義法学と学者像』（法律文化社、1982 年）98 頁以下〔初出 1975 年〕。なお、森下前掲「わが国におけるマルクス主義法学の終焉 上」55 頁以下を参照）。
- 109 甲斐道太郎「法解釈学の課題——民法解釈学の現況スケッチ」『法律時報』37 卷 5 号（1965 年）27 頁。同「「せつないまでの憧憬」再論」『ジュリスト』940 号（1989 年）64 頁以下も参照。
- 110 広渡清吾「日本社会の法化と戦後法学」『社会科学研究』49 卷 2 号（1997 年）45 頁。なお、平井宜雄「「社会科学」と法律学」同『教壇と研究室の

- 間』（私家版、2007年）199頁以下を参照〔初出1987年〕。
- 111 NJ研究会「民主主義法学の理論状況」『法の科学』2号（1974年）242頁以下。NJ研究会は「東京および周辺の各大学の大学院生・助手などで構成されるインター・カレッジの研究会」として1958年秋に設立されている。
- 112 平井宜雄「現代法律学の課題」同『法律学基礎論の研究 平井宜雄著作集Ⅰ』（有斐閣、2010年）36頁以下〔1979年の初出論文への追記〕。前掲拙稿「戦後法学」の形成」57頁も参照されたい。やはり本稿の範囲を外れるが、「戦後法学」のあり方の歴史的検討にあたっては、1960年代にマルクス主義法学と経験法学が「科学」の用語のありかたをめぐる対抗していたこと（座談会「経験法学——マルクス主義法学との対比で」潮見前掲『戦後の法学』219頁以下、天野和夫「経験法学の問題点」『法律時報』38巻9号（1966年）54頁以下等）を——その双方のその後の衰微も含めて——「歴史化」していく必要があるものと思われる（平井宜雄「経験法学」のその後」同前掲『教壇と研究室の間』161頁以下〔初出1991年〕）。
- 113 この頃、青年法律家協会では裁判官会員だけの例会である「J・J会」が活動を始めているが（青年法律家協会弁護士学者合同部会前掲『青法協』238頁以下）、これは1950年代のものとは別の組織である。
- 114 関連する研究は膨大にあるが、さしあたり、福島重雄・大出良知・水島朝穂編著『長沼事件 平賀書簡——35年目の証言、自衛隊違憲判決と司法の危機』（日本評論社、2009年）を参照。
- 115 平賀健太「家族制度復活の是非ということについて」『戸籍』72号（1955年）8頁。なお、平賀健太『我国家族制度の再検討（司法研究報告書第31輯1）』（1942年）も参照。
- 116 平賀健太「裁判官の独立と良心——平賀書簡問題に寄せて」『自由』12巻1号（1970年）119頁。
- 117 平賀健太「思考の自由のために」『研修』289号（1972年）21頁。近代日本における「青年」の表象については、北村三子『青年と近代——青年と青年をめぐる言説の系譜学』（世織書房、1998年）、及び、木村直恵『「青年」の誕生—明治日本における政治的実践の転換』（新曜社、1998年）が示唆に富む。
- 118 なお平賀は、陸軍司政官としてジャワ島に派遣され、その後現地で捕虜と

しての労働に従事したが、「敗戦のみじめさを感じたのは、それから約一年半近くの後、宇品に上陸して以後、「民主主義」といふ内容のあまりはつきりとしなない新語の流行に直面してからのこと」であったと回顧する（平賀健太「日本的インテリゲンツィアについて——インド雑感(2)」『法曹』50号（1954年）85頁以下）。この時、後に上司となる村上朝一もまたジャワ島で陸軍司政官として勤務していた（村上朝一「戦後の民法改正のことなど」野村二郎『法曹あの頃 下』（日本評論社、1981年）262頁、平賀健太「故村上朝一氏を憶う」『旬刊商事法務』1106号（1987年）41頁）。

（でぐち・ゆういち 桐蔭横浜大学法学部教授）